

就学援助制度のお知らせ



就学援助制度とは、小中学校及び義務教育学校に在学するお子様をお持ちの世帯で、様々な理由により経済的な支援を必要とされるご家庭に対し、給食費などの費用を援助する制度です。

来年4月に入学予定の児童生徒を対象に、ランドセルや制服など進学に係る費用の一部を支給する新入学用品費について、令和5年1月から申請受付を開始しますのでお知らせします。(認定後は1年間、以下の援助が受けられます)

【主な就学援助の対象となるもの】

- ・給食費（8割補助）
- ・学用品費（学期ごとに定額）
- ・修学旅行費（実費）
- ・校外活動費（実費） など



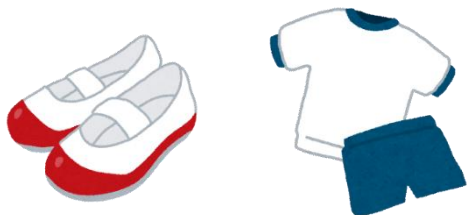
▶ 申請方法

- ① 新小学1年生は就学予定の小学校
新中学1年生は現在通われている小学校 } から申請書を受け取る
- ② 申請書の必要事項を記入
- ③ ①の学校へ提出
- ④ その後、教育委員会で審査し、学校を通じて認定結果をお知らせします。

※入学前支給（3月支給）を希望される方は、令和5年1月10日～1月31日までに提出してください。

※2月～4月上旬に申請された場合は、入学後の支給となります。

※認定した月からの対象となるため、給食費をさかのぼって支給するというようなことはありません。



お問い合わせ

伊万里市教育委員会 学校教育課
☎0955-23-3185
または各学校の事務室

※伊万里市に住民票がある世帯が対象です。

支給後に転出された場合は、返還となります。(申請書に誓約あり)